

文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・経済学研究科・法学研究科・総合政策研究科・薬学研究科・歯学研究科 愛知学院大学大学院外国人留学生の入学に関する規程

平成2年2月16日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知学院大学大学院学則第46条に基づき、外国人留学生の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 外国人留学生として入学することのできる者は、大学院学則第15条に該当する者とする。

(志願書類)

第3条 外国人留学生として入学を志願する者は、次の各号の書類に所定の検定料を添えて、期間内に提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 出身大学又は在籍する大学の指導教員の推薦書
- (4) 在学中の身元保証人の身元保証書
- (5) その他本大学院で必要と認める書類

(選考)

第4条 入学の選考は、書類選考、筆記試験（語学・専修科目）及び面接試験によって行う。

(入学許可)

第5条 学長は、研究科委員会の選考を経て入学を許可する。

(入学手続)

第6条 選考の結果、合格通知を受けた者は、所定の期日までに学納金を納入し、かつ、所定の入学関係書類を提出しなければならない。

(入学期)

第7条 入学期は、学年の始めとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学委員会の議を経て、理事会の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、平成2年2月16日から施行する。

この改正は、平成3年4月1日から施行する。

この改正は、平成4年4月1日から施行する。

この改正は、平成5年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。